

鳥取県告示第 264 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	介護予防サービス事 業を行う事業所の名 称	介護予防サービス事業を行 う事業所の所在地	変更年月日
医療法人アス ピオス 理事長 村江 正名	鳥取市吉方温泉 一丁目 653	介護療養型医療施設 鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目 653	平成 12 年 4 月 1 日